

第26回 岩手県景観形成審議会

令和2年10月20日（火）13:30～15:00
盛岡市勤労福祉会館 4階401・402会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について

資料1

(2) その他

4 閉会

第26回岩手県景観形成審議会出席者名簿

(任期 R1.10.2～R3.10.1)

R2.10.20現在

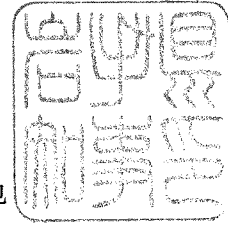
委 員	摘 要	出席
いがらし のぶよ 五十嵐 のぶ代	(一社) 岩手県PTA連合会 顧問	○
おいかわ まさひこ 及 川 昌 彦	(一財) 岩手経済研究所事務局長兼経営相談部長	○
おざわ まさき 小 沢 昌 記	奥州市長 (代理 奥州市都市整備部長 渡辺 恭志)	○
かつ べ けい じ 勝 部 敬 次	(一社) 岩手県建築士会まちづくり委員会委員	○
かとう ゆう こ 加 藤 祐 子	盛岡スコール高等学校教諭 (画家)	○
かわ むら ひさこ 川 村 久 子	Color Studio川村工房 (色彩心理士)	○
きんの まり 金 野 万 里	NPO法人いわて景観まちづくりセンター理事	○
くま がい つね まさ 熊 谷 常 正	盛岡大学文学部教授	○
ささき ゆうこ 佐々木 祐 子	岩手県商工会議所女性会連合会会長	○
すず き しげ お 鈴 木 重 男	葛巻町長	○
ちば かつ よし 千 葉 一 由	岩手県屋外広告美術業協同組合理事	○
ふじわら とも こ 藤 原 智 子	J A岩手県女性組織協議会 監事	○
ほそごえ くみこ 細 越 久美子	岩手県立大学社会福祉学部准教授	○
みなみ まさ あき 南 正 昭	岩手大学工学部教授	○
み やけ さとし 三 宅 諭	岩手大学農学部准教授	○
もり あい とし こ 盛 合 敏 子	岩手県漁協女性部連絡協議会会長	○
16名		13名

(50音順、敬称略)

都 第 222 号
令和 2 年 10 月 16 日

岩手県景観形成審議会会長 様

岩手県知事 達増 拓也



屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について

岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成 5 年岩手県条例第 35 号）第 25 条第 3 項の規定により、屋外広告物条例第 2 条第 2 項に規定する広告物及び広告物を掲出する物件に関する重要事項として、屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について、次のように貴審議会に付議します。

屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について

1 屋外広告物制度の概要

屋外広告物法は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置及びこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的としています。

屋外広告物条例では、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業に関し必要な事項を定めています。

屋外広告物条例施行規則では、屋外広告物条例の実施に関し必要な事項を定めています。

岩手県では、これら法令に基づき、屋外広告物に対する規制や、屋外広告業の適正化のため指導等を行っています。

2 改正の趣旨

札幌市における看板が落下した事案や、県内でも広告物の一部が強風の影響で破損・飛散した事案が発生しており、屋外広告物の老朽化等による安全性の確保が全国的な課題となっています。

この状況を受け、国では安全確保を目的とした屋外広告物条例ガイドラインの改正や安全点検に関する指針の策定を行っています。

岩手県も、条例及び規則の改正を行い、より一層の安全対策を図ろうとするものです。

3 主な改正内容

(1) 管理義務について

近年の自然災害の甚大化、県内での屋外広告物の破損・落下事案等から管理の確実な実施が重要であることを踏まえ、屋外広告物を表示する者等（※1）は、劣化及び損傷の状況の確認、補修、除却その他必要な管理を怠らず、良好な状態に保持しなければならないことを明記します。

※1 「屋外広告物を表示する者等」とは、次の3者を指します。

- ① 屋外広告物を表示する者（表示者）
- ② 屋外広告物を掲出する物件を設置する者（設置者）
- ③ 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者（管理者）

(2) 点検について

屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「屋外広告物等」という。）の表示者、設置者及び管理者に対して、安全点検の実施を義務付けます。また、許可を受けて表示し又は設置する屋外広告物等については、許可期間更新申請時に点検結果の提出を求めます。

安全点検の概要は、以下のとおりです。

- ① 点検を行う義務を負う者
はり紙など（※2）を除く、屋外広告物等の表示者、設置者及び管理者（点検を他者に委託することは可能）
- ② 知事への点検結果の提出が必要な屋外広告物等
はり紙などを除く、許可期間更新申請の対象となる全ての屋外広告物等（※3）
- ③ 点検時期
許可期間更新申請前3月以内
- ④ 知事への提出時期
許可期間更新申請時
- ⑤ 点検箇所及び点検項目
屋外広告物等の本体、支持部、取付部等の劣化及び損傷の状況等（別表1に例示）
- ⑥ 添付資料
許可期間更新申請前3月以内に撮影した全景カラー写真

なお、屋外広告物等の分類別の管理義務及び点検義務の内容については、別表2に例示します。

※2 「はり紙など」とは、はり紙のほか、はり札、立看板、広告柱、広告幕、広告旗及びのぼり、アドバルーンなどを想定しています。

※3 「許可期間更新申請の対象となる全ての屋外広告物等」のうち、一定規模を超えるもの（許可期間が6月以内とされているものを除く。）については、屋外広告士などの資格を有する者が点検しなければならないこととします。（別表3に例示）

別表1 点検箇所及び点検項目

点検箇所	点検項目
1 基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき 3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
2 支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間 2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落
3 取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等 3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常
4 広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
5 照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 3 周辺機器の劣化、破損
6 その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品)の腐食、破損 2 避雷針の腐食、損傷 3 その他点検した事項()

別表2 屋外広告物等の分類別の管理義務及び点検義務の内容

屋外広告物等の分類	管理義務の 要否	管理者設置 の要否	有資格である 管理者設置 の要否	点検義務の 要否	知事への点 検結果提出 の要否	有資格者に よる点検の要 否
① 許可不要で設置可能な 屋外広告物等	○	×	×	○	×	×
② 許可対象の屋外広告物等 (許可期間6月以内)	○	×	×	○	○	×
③ 許可対象の屋外広告物等 (許可期間6月以内を除く、 高さ4m以下、又は、面積 10㎡以下)	○	○	×	○	○	×
④ 許可対象の屋外広告物等 (許可期間6月以内を除く、 高さ4m超、かつ、面積10 ㎡超)	○	○	○ ※自家用広 告物を除く	○	○	○
⑤ はり紙など	○	×	×	×	×	×

○…必要 ×…不要

別表3 資格を有する者が点検するもの

対象となる屋外広告物等	点検者に求められる資格
高さが4 mを超え、かつ、面積10 m ² を超える屋外広告物等(許可期間が6月以内とされているものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・職業訓練指導員免許所持者(広告美術科に係るもの) ・建築士 ・屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・資格要件なし